

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年3月6日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和5年3月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄  
2番 浅井 弘幸  
3番 黒宮 俊明  
5番 平野 洋二  
6番 黒宮 喜代子  
7番 岡村 なつ枝  
8番 白木 斉  
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

4番 榎田 法行

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲  
伊藤 博幸  
加藤 哲也  
花井 文彦  
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、榎田法行農業委員の1名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、黒宮喜代子委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は■■■■㎡で申請件数が1件です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■の■■■■筆、地籍は■■■■㎡、譲渡人は、■■■■の■■■■、譲受人は■■■■の■■■■で売買による所有権移転です。



ています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書戻りまして4ページの「議案第2号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人■戸、借受人■戸の、筆数が■筆で、面積は■m<sup>2</sup>です。

6ページの農用地利用集積計画の1番から5番についてまとめて説明します。利用権の設定を受けるものは■、地目は■、作物は■です。1番については、利用権の設定を行う者は■、面積は■m<sup>2</sup>の■筆、利用権の存続期間は■年間で再設定の賃借権です。2番は■、面積は■m<sup>2</sup>の■筆、■年間で再設定の賃借権です。3番は、■、■m<sup>2</sup>の■筆、■年間で再設定の賃借権です。4番は、■、■m<sup>2</sup>の■筆、■年間で再設定の賃借権です。5番は、■、■m<sup>2</sup>の■筆、■年間で■の賃借権です。

各筆の詳細、借賃の支払方法については7ページ以降に記載がありますのでご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後7時7分 〕

( 申請書回覧 )

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後7時9分 〕

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の平松和憲委員のご意見を申し上げます。

平松和憲委

特に問題ないと判断しました。

員  
議 長

次に農業委員の加藤光雄委員のご意見をお願いします。

加藤光雄委  
員  
議 長

農家同士の売買であり問題ないと判断しました。

ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 12 分 閉会)



会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員

